

住宅リフォーム税制について (出典:一般社団法人住宅リフォーム推進協議会) 連合会リフォームタスクフォース作成

住宅リフォーム税制改正のお知らせ

H26.3.31までは以下の内容が変更になります。

- ・各証明書様式の変更(所得税、固定資産税)
[H25.4.1以後に証明するもの]
- ・証明書発行主体に住宅瑕疵担保責任保険法人を追加
[H25.4.1以後に工事が完了するもの]
- ・固定資産税の対象工事額は50万円超に変更
[H25.4.1前の契約である場合は30万円以上]

なおH26.4.1以後に変更となる制度の内容については改めてお知らせします。



住宅リフォーム減税制度の「手引き」について

住宅リフォーム減税制度について建築士向けに解説した手引きを、「住宅リフォーム推進協議会」のホームページより[ダウンロード](#)できます。「手引き」には工事ごとに以下の主な内容について解説しています。(記載事項は今後の法改正や通達等が出た際に変更となる場合があります)

- ・対象となる工事の詳細
- ・申告の際に必要な証明書
- ・減税額の算出方法
- ・証明書の記載方法
- ・手続きの流れ、適用要件

通達(H25.4時点)証明に関する留意事項

	参照通達	対象	H25.4以後の証明書
耐震リフォームの減税制度	通達1	所得税	住宅耐震改修証明申請書(証明書1)
	通達2	固定資産税	減額証明申請書(証明書2)
バリアフリーの減税制度(バリアフリー改修促進税制)	通達3	所得税	増改築等工事証明書(証明書3)
省エネの減税制度(省エネ改修促進税制)	通達3	所得税	増改築等工事証明書(証明書3)
	通達4	固定資産税	熱損失防止改修工事証明書(証明書4)
住宅ローン控除	通宅3	所得税	増改築等工事証明書(証明書3)
		贈与税	増改築等工事証明書(住宅取得等資金の贈与の特例用)(証明書5)
		耐震適合	耐震基準適合証明書(証明書6)
贈与税	通達5	所得税	

参考リンク先

国土交通省ホームページ	証明書、通達、告示等
国税庁ホームページ(制度の詳細・手続き書類)	制度の詳細、手続き書類等
(一社)住宅リフォーム推進協議会	リフォームに関する幅広いセミナー、テキストなどの情報提供
リフォームの減税制度(住宅リフォーム推進協議会)	リフォーム減税制度について建築士や事業者向けに解説

申請、手続きに関しては、[参照先の資料](#)を必ずご確認ください